

## 《ヤマダLABIカード会員特約》(社員用)

**第1条(本カード)** ヤマダLABIカード(社員用)(以下「本カード」と称します。)は、株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が提携して、ヤマダフィナンシャル、株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ」と称します。)及びヤマダの連結子会社に在籍する役員(以下「ヤマダ社員」という)に対して発行するカードであり、セゾンが提供するクレジットカードサービス、及びヤマダフィナンシャルが提供する特典及び諸サービスが受けられるカードをいいます。

**第2条(会員資格)** 1. UCカード会員規約および本特約の内容を承認のうえヤマダフィナンシャル及びセゾン(以下「両社」と称します。)が定める所定の方法で両社に入会の申込をし、両社が本カードのご利用を認めたヤマダ社員を会員といたします。 2. 会員は、UCカード会員規約に定める会員資格(以下「セゾンの会員資格」と称します。)と本特約に基づく資格(以下「ヤマダLABIカード会員資格」と称します。)を有するものとします。 3. セゾンは、会員に本カードを貸与するものとします。

**第3条(特典及びサービスの利用)** 1. 会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。 2. 会員は、ヤマダフィナンシャルが提供する特典及びサービスを受ける場合、ヤマダフィナンシャル所定の方法でその提供を受けるものとします。

**第4条(カード年会費)** 本カードについては、UCカード会員規約第3条に定めるカード年会費は免責されます。

**第5条(会員資格の喪失)** 1. 両社は、以下のいずれかの事由に該当した場合に何らの通知を要せずにヤマダLABIカード会員資格を喪失させることができるものとします。(1) 会員がヤマダLABIカード会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合。(2) 会員がヤマダ又はヤマダ電機グループ会社を退職した場合。 2. 会員が本条第1項によりヤマダLABIカード会員資格を喪失した場合、セゾンは当該会員のセゾン会員資格を取り消すことができるものとします。 3. 会員は、セゾンの会員資格を取り消された場合は、ヤマダLABIカード会員資格を喪失するものとします。 4. 本条第2項または第3項により、セゾンが本カードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

**第6条(本特約の改定等)** 1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。 2. 本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

### 《個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ヤマダLABIカード特約》(社員用)

**第1条(適用)** 株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」と称します。)と提携して発行するヤマダLABIカード(社員用)(以下「本カード」と称します。)の会員(以下「会員」と称します。)については、UCカード会員規約「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

**第2条(個人情報の提供・利用)** 1. 会員は、セゾンが保護措置を講じた上で以下の個人情報をヤマダフィナンシャルへ提供し、ヤマダフィナンシャルが以下の目的で利用することに同意します。

[利用目的] ①本カードの機能・サービス及びヤマダフィナンシャルが提携する企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理 ②本カードの機能・サービス及びヤマダフィナンシャルが提携する企業の事業に関する、市場調査、商品開発

[提供する個人情報] ①本カード申込書に会員等が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、学校名、家族構成、住居状況、Eメールアドレス及び、UCカード会員規約第14条により届出た情報 ②ヤマダフィナンシャルが提携する企業の店舗・施設等における購入日・代金等の本会員の購入に関する情報 2. 会員は、セゾンが保護措置を講じた上で以下の個人情報を株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ」という)へ提供し、ヤマダが本カード会員管理のため利用することに同意します。

[提供する個人情報] ○本カード申込みに対する審査の結果(ただし、その理由を除く)

**第3条(個人情報の提供期間)** セゾンがヤマダフィナンシャルに個人情報を提供する期間は、原則として契約期間中及び契約終了後5年間とします。なお、ヤマダフィナンシャルにおける個人情報の利用期間については、ヤマダフィナンシャルの後記問い合わせ・相談窓口までお問い合わせください。

**第4条(共同利用)** ヤマダフィナンシャルは、ヤマダ及びヤマダ電機グループ会社(以下「共同利用会社」という)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、共同利用会社の具体的な名称・事業内容については、ヤマダのホームページに常時掲載しております。個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては、後記のヤマダフィナンシャル問い合わせ・相談窓口までお願い致します。

[利用目的] ①本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関するサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理 ②本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関する市場調査、商品開発

[共同利用する個人情報の項目] ①第2条によりヤマダフィナンシャルがセゾンから提供を受けた個人情報 ②セゾンから提供を受けた個人情報以外で本会員がヤマダフィナンシャルに届出た事項 ③ヤマダ及び共同利用会社の店舗・施設等における購入日・代金・商品名等の本会員の購入に関する情報

[株式会社ヤマダ電機のホームページアドレス] <http://www.yamada-denki.jp/>

【問い合わせ・相談窓口】 株式会社ヤマダフィナンシャル 群馬県高崎市栄町1-1 TEL 027-345-8850

**第5条(特約の変更)** 本特約は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。